

2019年度「京都発 スター創生事業」 参加企業募集要領

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、成長・発展の可能性が高い中小企業や大学発ベンチャー企業等における国や自治体による公的資金支援や民間からの資金調達などを応援し、研究開発などイノベーションを推進することにより、京都経済・産業の発展につなげることを目的としています。

(2) 事業の内容

ベンチャーキャピタルや金融機関等に対して、研究開発などイノベーション推進を内容とする事業計画のプレゼンテーションを行う京都府内のベンチャー企業や中小企業を公募の上、事業計画発表会（マッチングイベント）を開催し、資金調達や研究開発を以下の取組とともに支援します。

- ① 事業計画の策定支援及びプレゼンテーション方法の指導
- ② 京都府や（公財）京都産業21のホームページ等を活用した広報支援
- ③ 京都府及び（公財）京都産業21で実施している支援事業等の紹介

(3) 事業計画発表会の内容

- ① 日 時：2020年1月23日（木）13:00～17:00

（名刺交換会：17:00～18:00）

- ② 会 場：京都経済センター（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地）

- ③ 内 容

参加企業の事業計画プレゼンテーション（プレゼン+質疑応答 1社15分程度）

ポスターセッション（参加企業のブース展示）

名刺交換会（支援機関（ベンチャーキャピタル、金融機関等）との名刺交換、商談）

（注）当イベントは公開で行い、支援機関の他に一般の企業の方なども参加されます。

(4) 対象となる事業者

スマートコミュニティの形成に係る分野等での事業化を目指し、京都府内で事業活動を行う又は行う予定の大学発ベンチャー企業や研究開発型中小企業で、資金調達等への挑戦意欲があり、事業計画発表会において、自社の事業計画をプレゼンできる方

<大学発ベンチャー企業>

- ・大学等研究機関で生まれた研究成果をもとに大学等の研究者・学生が起業したベンチャー企業
- ・大学等と関連の深いベンチャー企業（大学等と共同研究を行う、大学等から技術移転を受けたベンチャー企業など）

<研究開発型中小企業>

- ・新技術、新製品等の研究開発を行う中小企業

2 参加企業の募集

- (1) 募集期間：2019年8月30日（金）～10月31日（木）

- (2) 決定予定件数：10件程度

3 決定方法及び結果の通知

- (1) 審査について

事業計画について下記の評価項目により、総合的に審査の上、参加企業を決定します。

- ① 成長力（市場性や顧客層・ニーズ等からみた成長力）
- ② 競争力（他社と比較した独自性・優位性等からみた競争力）
- ③ 収益力（売上見込、収支計画等からみた収益力）
- ④ 実行力（人材、知財・ノウハウ等からみた実行力）

（２）結果の通知

結果については、（公財）京都産業 21 から各申請者に結果を通知します。
結果に関するお問い合わせには応じられません。

4 応募手続等

下記の書類（正本1部、副本5部）を提出いただくとともに、応募申請書の電子データを下記のメールアドレスへ送信してください。

申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。

提出書類の内容
応募申請書（様式1-1、1-2）（A4片面印刷）
法人登記簿謄本（法人の場合のみ。発行後3箇月以内のもの）
会社概要（パンフレット等）
府税の滞納がないことの証明書（発行後3箇月以内のもの）
暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式）

- ※ 応募申請書等の様式は、（公財）京都産業 21 のホームページからダウンロードできます。（ホームページアドレス <https://www.ki21.jp/informations/2019-star-sousei/>）
なお、応募申請書（様式1-2-1）については、円滑な商談となるよう本事業に賛同し登録している支援機関に対し、事前に配付しますのでご了承ください。（登録している支援機関については <https://www.ki21.jp/informations/2019-star-sousei/> をご参照ください）
- ※ 提出書類は返却しません。また、申請資格、申請内容などに不備等があった場合は、受付後であっても申請を受理しない場合があります。

【提出先及びお問合せ先】

下記の事務局あてに郵送又は持参により提出してください。

公益財団法人京都産業21 新産業推進部
〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター
TEL：075-315-8563 FAX：075-314-4720
e-mail create@ki21.jp

（提出期限）2019年10月31日（木）午後5時（必着）

（受付時間）月～金曜日（土日祝日を除く）の午前9時～正午と午後1時～午後5時

下記では、お問合せのみ受付けています。

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 TEL：075-414-4853

5 その他注意事項

・次の何れかに該当する場合は本事業の対象外となります。また、審査後であっても決定を取り消します。

- a 府税等の滞納がある場合

- b 他社の知的財産権を侵害している場合
- c 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業を営むと認められるとき。
- d 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- e 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- f 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- g 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- h 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- i 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がdからhまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- j 対象事業者が、dからhまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(hに該当する場合を除く)に、(公財)京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。
- k 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき。

- 本事業は資金調達や研究開発を確約するものではありません。